

徳島県告示第百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和六年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
3 3	河内 小松島佐那	小松島市田浦町字近里二 番六地先から 同 字子安八 ○番一地先まで	旧	一〇・八〇・三三・七	六〇六・七
		同	新	一〇・八〇・三三・五	六〇六・七